

税務署受付印

適格分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※通信グループ整理番号	

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 (フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法人名等	
	単連 体結 法親 人法 人	納 税 地 〒 _____ 電話() - _____
	(フリガナ) 代表者氏名	_____ ⑩
	代表者住所	〒 _____
	事業種目	_____ 業

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 _____ (局 署) 電話() - _____		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期	
	代表者住所	〒 _____		業 種 番 号	
	事業種目	_____ 業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行う場合において、収用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について

租税特別措置法
(以下「措置法」
といいます。)

第 64 条第 10 項(措置法第 64 条の 2 第 14 項において準用する場合を含みます。)
第 68 条の 70 第 9 項(措置法第 68 条の 71 第 15 項において準用する場合を含みます。)
第 65 条第 6 項・第 68 条の 72 第 6 項
第 64 条の 2 第 3 項・第 68 条の 71 第 4 項

により下記のとおり届出を行い、また、

措置法施行令 第 39 条第 31 項・第 39 条の 99 第 17 項
第 39 条の 2 第 9 項・第 39 条の 100 第 8 項 の規定により、書類の提出を行います。

記

適 格 分 割 等 に 係る分割承継法人等	法人名等	
	納 税 地	
	代表者氏名	
適 格 分 割 等 の 日		年 月 日
収用等のあった日又は、換地処分等のあった日		年 月 日
収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類		
補償金等、対価、清算金の金額又は 保 留 地 の 対 価 の 額		円
交 換 取 得 資 産 の 価 額		円
代 替 資 産 又 は 交 換 取 得 資 産	種 類	
	構 造	
	規 模	
	取得(予定)日	
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細(別表等)		
(その他参考となるべき事項)		
提出書類(証明書等)		

税 理 士 署 名 押 印		⑩
---------------	--	---

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印	
-------------	----	---------	------------	---------	----	-------	-------	---------	--

適格分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い 取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定 に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第64条の2第2項及び第68条の71第3項の規定の適用を受ける場合には、適格現物分配を除きます。以下同じ。)を行う場合において、措置法等の下記の規定にもとづき、収用等又は収用換地等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額した金額又は、設定した期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。

	根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文
(1) 収用等により取得した代替資産の帳簿価額を減額	措置法第64条第8項 (措置法第64条の2第8項) 措置法第68条の70第7項 (措置法第68条の71第9項)	措置法第64条第10項 (措置法第64条の2第14項) 措置法第68条の70第9項 (措置法第68条の71第15項)
(2) 収用換地等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第65条第5項 措置法第68条の72第5項	措置法第65条第6項 措置法第68条の72第6項
(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第64条の2第2項 措置法第68条の71第3項	措置法第64条の2第3項 措置法第68条の71第4項

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。

- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記1の根拠条文に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
- (4) 「適格分割等の日」欄は、上記1の根拠条文に規定する適格分割等の日を記載してください。
- (5) 「収用等のあった日又は換地処分等のあった日」欄は、措置法第64条第1項・同法第68条の70第1項若しくは第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する収用等のあった日又は第65条第1項・第68条の72第1項に規定する換地処分等のあった日を記載してください。
- (6) 「収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する収用等により譲渡した資産の種類又は第65条第1項・第68条の72第1項に規定する収用換地等により譲渡した資産の種類を記載してください。
- (7) 「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第64条第8項・第68条の70第7項、第64条の2第8項・第68条の71第9項若しくは第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は第65条第1項・第68条の72第1項に規定する補償金等又は保留地の対価の額を記載してください。
- (8) 「交換取得資産の価額」欄は、措置法第65条第1項・第68条の72第1項に規定する交換取得資産の価額を記載する。
- (9) 「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第64条第1項・第68条の70第1項に規定する代替資産若しくは第65条第5項・第68条の72第5項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第22条の2第9項第6号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。
- (10) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第64条第8項(第64条の2第8項において準用する場合を含みます。)、第68条の70第7項(第68条の71第9項において準用する場合を含みます。))又は第65条第5項・第68条の72第5項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額又は第64条の2第2項・第68条の71第3項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
- (11) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(四)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
- (12) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条第31項・第39条の99第17項又は第39条の2第9項・第39条の100第8項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
- (13) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (14) 「※」欄は、記載しないでください。

- 4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。